

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 福島県資源管理方針を定めた件 六五
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件 六五
  - 土地改良法により換地計画を定めた件 六五
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 六五
  - 土地収用法により事業の認定をした件 六六
  - 一般競争入札を行う件 六六

## 告 示

### 福島県告示第八百一十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定により、福島県資源管理方針を定めた。

この方針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄  
(水産課)

### 福島県告示第八百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大玉土地改良区から令和二年十一月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。

令和二年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

### 福島県告示第八百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、経沢地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧の期間  
令和二年十二月二日から  
月二十一日まで (二十日間)
- 四 縦覧の場所  
会津若松市役所

(農地管理課)

### 福島県告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
河原田平内 河原田文昭 河原田隆麿 河原田順三 酒井敏夫 酒井英男 小倉長太郎 星弥八
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和二年福島県告示第六百八十号）によること。  
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十二月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
星ヒトシ
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和二年福島県告示第六百八十六号）によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第八百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和二年十二月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 起業者の名称  
南会津町
- 二 事業の種類  
木の町コミュニティ館（仮称）整備事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地  
収用の部分 福島県南会津郡南会津町田島字宮本東地内  
使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
  - 1 法第二十条第一号の要件への適合性  
木の町コミュニティ館（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該

当する。

- 2 したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
- 3 法第二十条第二号の要件への適合性
  - (一) 得られる公共の利益  
南会津町は、古くから広大な森林資源を背景に、原木供給地として全国有数の薪炭・木工品生産地であった。  
しかし、木材の輸入自由化が段階的に実施されたことから、国内のスキの木材価格は、昭和五十五年をピークに下落している。  
また、福島県の林業就業者数も、昭和三十五年のピーク時と比較し、平成二十七年度には、十五パーセント程度まで減少しており、さらに、林業就業者の高齢化も進んでいる。  
このような林業を取り巻く状況の変化により、林業・木材産業全体の低迷が続いており、雇用創出はもとより、次世代を担う人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。
  - 一方で、近年、木材の持つ資源としての多面的・公益的機能が大きく見直されているとともに、戦後植林された人工林が主伐期を迎え、木材資源を有効活用すべき時期となっている。
  - また、南会津町の産業別の特化係数（ある地域内の産業がどれだけ特化しているかを示すもの）は林業が最も高く、労働者数を確保できれば地域の強みとなる可能性が高い。
  - このため、南会津町においては、森林資源の有効活用及び林業・木材産業の活性化による地域振興を図ることとし、本件事業が計画された。
  - 本件事業により、森林整備の中核を担う団体と地域林業関係団体の事務所を一堂に設置する施設を整備することで、地域の木材供給体制の構築が進められるとともに、情報発信窓口や次世代の人材育成を旨とした木育・研修施設を整備することで、雇用と需要の拡大が期待される。
  - また、近年高い評価を得ている、南会津町で製造された木製家具・玩具等の展示・販売施設を設置することで、幅広い層の来館者が見込まれ、次世代への波及と将来に渡る森林・林業を核とした南会津町の地域振興に寄与することが期待される。

(二) 失われる利益

本件事業の計画地は農用地区域であるが、道路、水路等により他の農地と隔て

られている一団の農地を全て事業に供するものであることから、農地利用面積や農地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼすおそれはない。

なお、本件事業の計画地における希少野生動物植物について、起業者が令和二年四月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、希少動物植物の生息・生育地に該当しない地域である旨回答を受けている。

また、本件事業計画地内の埋蔵文化財の有無については、令和二年度中に試掘調査を行った上、関係機関の指導の下、適切に事業を実施することとしている。さらに、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業である。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。事業計画の合理性

南会津町は、森林資源の有効活用、林業・木材産業の活性化による地域振興を図ることとして、平成二十八年三月に「第二次南会津町総合振興計画後期基本計画」を策定した。

本件事業は、これらを実現するために実施するものである。また、起業地の選定に当たって、四箇所の候補地を比較検討した結果、事業に必要な面積が確保され、交通の利便性に恵まれており、用地取得及び造成工事の費用が低減できるなどの観点から、申請案が最適であるとして起業地が決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第二十条第四号要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

南会津町は、基幹産業である林業・木材産業全体の低迷により、雇用創出や、次世代を担う人材確保・育成が喫緊の課題となっている。

また、本件事業は、林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業の林業成長産業化地域構想に位置付けられており、実施年度を令和三年度までとし、現状の課題の早期解消のため、令和四年度から施設の利用を開始することとしている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

五 以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。  
法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
南会津町農林課

(土木総務課用地室)

公 告

**公告第261号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年12月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコン 59台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月19日（金）
- (4) 納入場所 福島県県北建設事務所ほか計14か所
- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 令和2年6月16日（火）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年12月22日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年12月22日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和2年12月1日（火）から令和2年12月22日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年12月8日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年12月8日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年1月15日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年1月14日（木）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal  
Computer 59 units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 15 January 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 14 January 2021
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)